動力消防ポンプ受託試験業務規程

平 成 ２４ 年 ３ 月

日 本 消 防 検 定 協 会

動 力 消 防 ポ ン プ 受 託 試 験 業 務 規 程

制　　定　昭和 61 年 12 月 1 日
全部改正　平成 9 年 12 月 22 日
一部改正　平成 11 年 4 月 14 日
平成 13 年 10 月 17 日
平成 16 年 3 月 15 日
平成 17 年 6 月 3 日
平成 20 年 4 月 1 日
平成 24 年 3 月 8 日

（目的）

第１条　この規程は、日本消防検定協会（以下「協会」という。）業務方法書第１６条の規定に基づき、動力消防ポンプの受託試験（以下「受託試験」という。）を依頼により協会が行う受託試験の業務について必要な事項を定めることを目的とする。

（受託試験の契約）

第２条　協会に受託試験を依頼しようとする者（以下「依頼者」という。）は、予め、協会と受託試験を行うについての必要な事項を定める別記様式第１号による受託試験の契約を締結するものとする。

（受託試験の基準）

第３条　受託試験は、次の各号に掲げる動力消防ポンプの種類に応じて、当該各号に掲げる技術上の基準（以下「試験基準」という。）に基づき行うものとする。

（１）可搬消防ポンプ、大容量泡放水砲用消防ポンプ自動車及び大容量泡放水砲用可搬消防ポンプ　動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令（昭和６１年自治省令第２４号。以下「規格」という。）

（２）消防ポンプ自動車　規格、「消防用車両の安全基準の周知徹底について」（平成１９年消防消第８０号）において遵守することとされた消防ポンプ自動車の安全基準（「消防用車両の安全基準について」(平成１９年３月消防用車両の安全基準検討会))(以下「安全基準」という。）２(消防ポンプ自動車の具備すべき要件)、安全基準６．１(品質管理等)及び圧縮空気泡消火装置の技術基準（ｊｆｅｉｉ－２０１１－０１－００　平成２３年６月２０日制定）

（受託試験の区分）

第４条　受託試験の区分は、受託型式試験及び受託個別試験に分けて行う。

２　受託型式試験は、次の各号に掲げるものとする。

（１）可搬消防ポンプ、大容量泡放水砲用消防ポンプ自動車及び大容量泡放水砲用可搬消防ポンプ　受託個別試験を行うためにあらかじめ型式に係る形状、構造、材質、機能及び性能（以下「形状等」という。）が試験基準に適合しているかどうかの判定をするために行うものとする。

（２）消防ポンプ自動車　受託個別試験を行うためにあらかじめ型式に係る形状等及び品質管理等が試験基準に適合しているかどうかの判定をするために行うものとする。

３　受託個別試験は、動力消防ポンプの形状等が前項の受託型式試験で適合と判定された型式に係る形状等と同一かどうかについて行うものとする。

（受託型式試験の依頼手続き）

第５条　依頼者は、受託型式試験を依頼する場合、別記様式第２号による受託型式試験依頼書（型式の記載例は附表第１による。）正副各１部、写１部及び次表に掲げる書類並びに見本を協会に提出するものとする。

区　　分	部　　数	備　　考
設　　計　　図	正副各１部	提出試料の構造、部品の名称、寸法、材質等を明らかにし、ＪＩＳ　Ｚ　８３１０（製図総則）により製図したもの
明　　細　　書	正副各１部	別記様式第３号のもの
工場設備概要調書	正副各１部	別記様式第４号の１から第４号の２のもの（既に他の試験等で提出済の場合にあっては、提出を要しない。）
その他の資料	正副各１部	特に指定したもの
受託料の振込票	正　　本	第１３条の規定による。
受託個別試験業務委託契約書	写　２　部	委託型式の場合に限る。 当該依頼者と当該製造者との間の受託試験業務委託の関係を明らかにした別記様式第６号に準じたもの
品質管理方法書	正　　本	安全基準６．１に掲げる監理事項を明らかにしたもの、又はISO 9001品質管理マネジメントシステムの認証を取得している場合にあっては、その旨の写し

２　提出する書類は、受託型式試験依頼書１部ごとにＪＩＳ　Ｐ　０１３８（紙加工仕上げ寸法）Ａ４用のファイルにより一括して提出するものとする。

３　受託型式試験の依頼においてポンプ以外の部品の変更で受託型式試験の依頼を行う場合、変更する部分以外の設計図を省略することができる。ただし、省略する図面の内容及び当該型式の試験番号が表等で明確にされていること。

４　既承認の受託型式を有する者に、当該型式による製品と同一の製品の製造を委託することを前提として取得しようとする型式に係る受託型式試験依頼書の提出書類のうち、設計図、明細書、工場設備概要調書及び社内成績表にあっては、別記様式第１８号をもってこれにかえることができる。

（受託料の納入）

第６条　依頼者は、受託試験の契約で締結された受託料を別記様式第５号の１の振込用紙により振り込むものとする。

（受託型式試験の実施等）

第７条　受託型式試験は、協会において行うものとする。ただし、協会が認めた場合にあっては、この限りでない。また、消防ポンプ自動車の完成品、機関及び駆動装置にあっては、第１４条による契約書に記載された依頼者の指定する試験場所において行うものとする。

２　協会は、消防ポンプ自動車の部品の試験（以下「部品試験」という。）の結果が試験基準に適合している場合、受託型式試験の完成品による試験（以下「完成品試験」という。）及び品質管理等が試験基準に適合しているかの調査（以下「品質管理等調査」という。）を実施する旨、依頼者に通知するものとする。

３　協会は、大容量泡放水砲用消防ポンプ自動車及び大容量泡放水砲用可搬消防ポンプの部品試験が試験基準に適合している場合、完成品試験を実施する旨、依頼者につうちするものとする。

４　完成品試験及び品質管理等調査は、受験場所で行うものとする。

５　依頼者は、完成品試験及び品質管理等調査ををを受けようとする場合、実施通知の日から６ケ月以内に希望する実施日を実施日の１５日前までに協会に届け出るものとする。

６　協会は、前項の届け出を考慮して、実施日を指定する。

７　依頼者は、実施日及び受検場所を変更しようとする場合、協会が指定した実施日の７日前までに、その旨を協会に申し出るものとする。ただし、協会が特に認めた場合は、この限りでな

い。
８　品質管理等調査は、ＩＳＯ９００１品質マネジメントシステムの認証を受けている場合、若しくは他の消防用車両又は既承認型式で既に品質管理等調査を実施している場合に、当該調査を省略することができる。
９　特殊消火装置を有する消防ポンプ自動車の当該特殊消火装置に係る鑑定は、完成品試験を実施する際に行うものとする。ただし、特別な事由があると協会が認めた場合にあっては、この限りでない。

（受託型式試験結果の通知）

第８条　協会は、受託型式試験の結果について、試験基準に適合するときはその旨及び附表第２による試験番号を依頼者に通知するものとする。
２　協会は、次の場合に受託型式試験を中止し、その理由を付して試験基準に適合しない旨を依頼者に通知するものとする。
（１）受託型式試験において、不良事項が見い出された場合(軽微な不良事項等の場合を除く。)
（２）品質管理等調査において、品質管理上著しい不備があると認められた場合又は改善の処置が講じられなかった場合
（３）前条第５項による届け出の期限が満了するまでに完成品試験又は品質管理等調査を受けなかった場合
（４）前条第５項による届け出の期限が満了するまでに品質管理等調査を受けなかったときは又は改善の処置が講じられなかったとき。

（取消し）

第８条の２　協会は、受託型式試験において試験番号を付与された型式が次の各号のいずれかに該当する場合、当該型式を取消すことができる。
（１）不正の手段により、当該受託型式試験又は試験番号を付与された製品について機能に影響を与えない部分（受託型式試験に該当するものを除く。）の変更であって、かつ、当該製品と同一と見なせる形状等の変更（以下「軽微変更」という。）を受けた場合
（２）受託個別試験を受検せずに第１８条に規定する適合の表示若しくは適合の表示と紛らわしい表示又は受託個別試験に適合している旨の表示を付していると認められた場合
（３）試験基準が改正され、試験番号を付与された型式が改正後の試験基準に適合しなくなった場合
（４）試験番号を付与された型式について、受託型式試験において試験番号を付与された者（以下「型式取得者」という。）から型式取消届（別記様式第１９号）が提出され、協会がこれを受理した場合
（５）正当な理由がなく、試験番号を付与された型式に係る受託個別試験の依頼を、第８条第１項の通知を受けた日から２年以内にしない場合又は引き続き２年以上しない場合
（６）第２８条から第３０条までに規定する受託個別試験時の不正行為等が、故意に行われ当該受託個別試験に係る試験番号を付与された型式を取消すのに十分な理由があると認められた場合
２　協会は、前項の規定により型式を取消す場合、その理由を付してこれを当該型式取得者に通知する。
３　協会は、前項の通知を行った場合、その旨を公表するとともに、当該通知した試験番号を付与された型式についての受託個別試験を行わないものとする。

（新たな受託型式試験及び軽微変更）

第９条　新たな受託型式試験を行う場合の範囲は、附表第３に掲げる事項の例によるものとする。
２　試験番号を付与された製品について、軽微変更をしようとする者は、軽微変更届（別記様式第７号）及び当該変更に係る設計図等１部並びに必要に応じて見本を、当該変更日前までに協会に提出するものとする。この場合において、委託型式に係る軽微変更について

は、受託型式に係る軽微変更届に委託型式の試験番号を記載することにより行うことができる。
3　軽微変更のうち、附表第３に掲げる事項に該当する事項を変更しようとする者は、前項の規定にかかわらず、当該変更する動力消防ポンプに係る受検日以前までに受検場所において提出することができる。
4　依頼者は、軽微変更に伴い工場設備概要調書の記載事項の変更を要する場合、当該軽微変更を行う前に第１４条に規定する変更届を協会に提出するものとする。
5　協会は、提出された軽微変更届について、審査する。この場合において、第３項の規定により提出された軽微変更届が、軽微変更の範囲に該当することの判断が困難なときは、当該変更届を持ち帰り審査を行うことができる。
6　協会は、審査の結果、提出された軽微変更届に係る変更事項が、軽微変更の範囲の事項に該当すると判断する場合にあっては軽微変更届の協会確認欄に確認した旨を、軽微変更の範囲以外の事項に該当する場合又は試験基準に適合しないこととなると判断する場合にあっては軽微変更届の協会確認欄に確認しない旨を付記して返却する。
7　既に承認された事項又は機関の受託試験を行ったものと同一の内容を変更する場合は、設計図等を省略することができる。ただし、既承認の図面等を省略する場合は、省略する内容及び当該図面が提出されている試験番号を表にすること等により明確にするものとする。

第１０条　削除

（受託個別試験の計画）

第１１条　受託個別試験の受検を希望する場合、依頼者は毎月２５日までに別記様式第８号により翌月分の受託個別試験受検日希望表を協会（本所受託個別試験主管課をいう。）に提出するものとする。
2　協会は、受検希望日を参酌して受託個別試験の計画を　立てて受託個別試験を行うものとする。
3　協会は、前項の受託個別試験計画が受検希望日と異なる場合、当該月の受検希望日の５日前までに、協会が定めた受検日を依頼者に通知するものとする。
4　受託個別試験依頼の１回に受検する数量は、確実に試験を終えられる数量とする。
5　依頼者は、やむを得ない理由のため受託個別試験の受検日又は受検数量の変更を希望する場合、受検日の７日前までにこの旨を協会に連絡するものとする。
6　依頼者は、受託個別試験の依頼数量について、おそくとも受託個別試験依頼書に記載した受検希望日から３ケ月以内に受託個別試験を受けるものとする。
7　依頼者は、依頼についてやむを得ない事情のため、前項の規定による受検ができない場合、当該依頼について第２０条の規定による受託個別試験の取り下げの届出を行うものとする。

（受託個別試験の方法）

第１２条　受託個別試験の方法は、消防ポンプ自動車、大容量泡放水砲用消防ポンプ自動車及び大容量泡放水砲用可搬消防ポンプにあっては全数検査、可搬消防ポンプにあっては抜取検査で行うものとする。

（受託個別試験依頼等）

第１３条　受託個別試験を依頼する場合は、次の各号に掲げる書類に必要事項を記入の上、協会（受託個別の受検場所が大阪支所管内の場合は大阪支所）に提出するものとする。
（1）別記様式第９号の受託個別試験依頼書
（2）契約による受託料を別記様式第５号の１の振込用紙の振込票及び複数の依頼をまとめて振り込むときは別記様式第５号の２の受託料内訳書
2　受託個別試験の依頼書に記載する依頼者名は、受託型式試験の依頼者又は第２２条第１号の規定による依頼代理人であること。

３　依頼者は、受託個別試験依頼書を希望受検日の５日前までに提出すること。ただし、協会が特に認めた場合は、この限りでない。

（受検場所）

第１４条　受託個別試験の受検場所は、次によるものとする。

（１）本邦以外の受検場所において受検場所を移転又は増設する場合、新たな受託試験の契約を締結するものとする。

（２）依頼者は、本邦の地域内において受託個別試験の受検場所を移転、増設又は廃止しようとする場合、次に掲げる書類を協会（受託個別試験の受検場所が大阪支所管内にある場合は、大阪支所）に正副各１部を提出するものとする。

ア　別記様式第１０号の受検場所変更届

イ　移転及び増設をする場合にあっては、工場設備概要調書及び品質管理方法書

ウ　移転及び廃止をする場合にあっては、受託個別試験の未処理状況の明細書

（受託試験の依頼者の整備事項）

第１５条　依頼者は、附表第４に掲げる設備を受託個別の受検場所に備え、安全、かつ、適正に使用できるように常に整備しなければならない。なお、協会は、必要に応じ当該設備を検査することができるものとする。

２　依頼者は、第２１条の規定により返還された書類を整備しておくものとする。なお、受検品は受検しない製品との区分を明確にし、整然と配列し、かつ、抜取検査を行うものにあっては、その順番を明示しておくものとする。

（受検品等の確認）

第１５条の２　受検品等の確認は、協会が次により行うものとする。

（１）受検品に係る型式及び数量が依頼されたものであるかを確認すること。

（２）第１６条第３項の社内試験検査表が適正かどうかを確認すること。

（３）受検品（抜取検査を行うものに限る。）のすべての型式ごとに、少なくとも一個を任意に抽出（受託試験細則の規定により抽出された型式の抽出を除く。）し、受検品が当該型式に係るものであるかについて、外観及び表示を確認すること。この場合において、欠点、不良等が見出されたときには、試験における欠点として取り扱わないものとする。

（４）前条第１項の検査設備について、附表第４に掲げるものと同等以上の性能を有すること及び使用可能な状態に維持されていることを必要に応じて確認すること。

（５）第１６条第３項に定める受託個別試験依頼整理表に必要事項が記載されているかを確認すること。

（受託個別試験の実施）

第１６条　受託個別試験は、完成品の試料により行うものとする。

２　受託個別試験を受ける消防ポンプ自動車に特殊消火装置が装備されている場合は、受託個別試験を実施する際同時に行うものとする。ただし、特別な事由があると協会が認めたものにあっては、この限りでない。

３　依頼者は、受託個別試験実施前に第１９条第１項に定める受託個別試験依頼整理表に必要事項を記入の上、検査員に提出するものとする。その他、消防ポンプ自動車にあっては当該消防ポンプ自動車の設計図書（設計図、強度計算書及び明細書をいう。）及び安全基準用の社内試験検査表を提出するものとする。

（受託個別試験の適否の判定）

第１７条　受託個別試験の適否の判定は、原則として、当日検査員が受託個別試験を実施した場所において行うものとする。

２　受託個別試験で適合した受検品の処置は、次の各号により行うものとする。
（１）欠点等が見出された試料又はロット中の製品については、予備品と取り替えるか又は調整若しくは修理して良品とすること。
（２）前号において予備品がない場合又は修理若しくは調整が不能である場合は、当該試料等に係る製品を不適合とすること。
（３）欠点が見出された場合（機能に影響を及ぼす欠点が見出された場合、同一の内容の欠点が継続的に見出された場合等で協会が指定するものに限る。）は、当該欠点に関しての再発防止対策について記載した不良改善方法書（別記様式第２０号）を当該試料又はロットの次回受検前までに提出すること。
３　受託個別試験で不適合になった受検品の処置は、次の各号により行うものとする。
（１）不適合となった原因を調査すること。
（２）調査した結果は、不適合となった原因、不適合事項に対する改良処置、不適合となった試料又はロットの処置方法及び再発防止対策について記載した不適合改善方法書（別記様式第２１号）を当該試料又はロットの次回受検前までに提出すること。
４　協会は、提出された不良改善方法書又は不適合改善方法書を審査して、その結果を依頼者に通知する。

（受託個別試験の結果の表示）

第１８条　協会は、受託個別試験を行った動力消防ポンプに係る性能等が、受託個別試験に適合するものと認めた場合、当該動力消防ポンプに、附表第５に定める表示を付すものとする。

（合格証票類の取扱いの特例）

第１８条の２　協会は、依頼者が、別に定める合格証票類取扱特例規程に適合していると認めた場合、合格証票類の取扱いの特例を認めることができる。
２　協会は、前項の規定により合格証票類の取扱いの特例を認めた依頼者に対して、その管理状況について、随時検査することができる。
３　協会は、合格証票類の取扱いの特例を認めた依頼者の合格証票類に係る管理状況が適正でないと認める場合又は受託個別試験依頼が適正に行われない場合（長期の依頼残を常に生じる場合）、合格証票類の取扱いの特例を取り消すことができる。
４　依頼者は、合格証票類の取扱いの特例に係る管理を行うために必要な事項を変更する場合、速やかに協会に届け出るものとする。
５　依頼者は、合格証票類に係る不具合、支障等が見出された場合、直ちに協会に届け出るものとし、協会の指示に従うものとする。

（受託個別試験結果の確認）

第１９条　検査員及び依頼者は、受託個別試験の終了後、消防ポンプ自動車にあっては別記様式第１１号の受託個別試験依頼整理表、可搬消防ポンプにあっては及び別記様式第１２号の受託個別試験依頼整理表及び受検成績履歴表、大容量泡放水砲用消防ポンプ自動車及び大容量泡放水砲用可搬消防ポンプにあっては別記様式第１３号の受託個別試験依頼整理票に記載された事項について、相互に確認を行うものとする。
２　依頼者は、前項の受託個別試験依頼整理表及び受検成績履歴表を試験場所に備えておくものとする。

（疑義の照会）

第１９条の２　依頼者は、受託試験に係る依頼手続き、試験結果、軽微変更その他について生じた問題、疑問等について、協会に説明を求め又は文書により照会することができる。

２　依頼者は、不良が見出された場合における通知に不服がある場合、協会の試験等苦情処理委員会に文書で申立することができる。
３　協会は、第１項の照会等に対して誠実に対処する。

（受託試験業務の確認）

第１９条の３　協会は、受託試験業務の実施状況を確認する事項を定め、これに基づいて受託個別試験等の抜打確認を定期的又は必要に応じ、実施するものとする。

（製品カタログの表示等）

第１９条の４　製品の梱包箱、カタログ、取扱説明書等に受託個別試験に適合している旨の表示を行う場合にあっては、あらかじめ協会にその旨の届出を行うものとする。

（受託試験依頼等の取下げ）

第２０条　依頼者は、受託型式試験又は受託個別試験の依頼を取下げようとする場合、別記様式第１４号の取下げ届に必要な事項を記入の上、正副各１部を協会の依頼を行った場所に提出するものとする。
２　協会は、受託型式試験及び受託個別試験の取下げ届を受理した場合、試験に着手していないときは受託料を依頼者に還付するものとする。

（書類及び提出試料の返還）

第２１条　協会は、受託型式試験の依頼又は受検場所の変更の際に提出された書類のうち、副本１部を試験又は審査の終了後、依頼者に返還するものとする。
２　依頼者は、試験又は審査の終了後若しくは取下げ届が受理された後、提出試料をすみやかに引き取るものとする。

（試験依頼等の委任）

第２２条　依頼者は、受託型式試験依頼、変更届、受託個別試験依頼又はこの規程に定める願出等を代理人に委任しようとする場合、別記様式第１５号の委任状の写１部を協会（受検場所が大阪支所管内にある場合、受託個別試験依頼については大阪支所。以下この条において同じ。）に提出するものとする。
２　依頼者は、前項に定める委任状に記入してある事項に変更を生じた場合、遅滞なくその変更による新委任状の写１部を協会に提出するものとする。
３　代理人が提出する依頼書、届出書又は願出書には、依頼者及び依頼代理人のそれぞれの住所及び氏名（法人にあっては、名称、役職名及び氏名）を併記するものとする。

（氏名等の変更の届出）

第２３条　依頼者は、氏名（法人にあっては、名称、役職名及び氏名）又は住所を変更した場合、別記様式第１６号の氏名変更届書１部を協会（受託個別の受検場所が大阪支所管内にある場合は大阪支所）に提出するものとする。

（受託料の過誤納）

第２４条　依頼者は、過誤納した受託料の還付を受けようとする場合、別記様式第１７号の１又は第１７号の２の過誤納金還付願１部を協会（受託個別の受検場所が大阪支所管内にある場合は大阪支所）に提出するものとする。

（受託個別試験業務の委託）

第２５条　依頼者は、受託個別試験の試験準備から試験が終了するまでに係る業務（この項において「受託個別試験業務」という。）を受託個別試験依頼者（第２２条第１号の規定による代理人を含む。）以外のものに委託しようとする場合、当該依頼者と当該受託者との間の受託個別試験業務委託の関係を明らかにした契約書の写１部に届出書を添付して協会（受託個別試験の受検場所が大阪支所管内にある場合は大阪支所）に提出するものとする。

（１）契約書は、別記様式第６号の受託個別試験業務委託契約書に準じた（同様式中の第３条第２項及び第３項並びに第４条を除く。）ものとする。

（２）受託個別試験の依頼者は、前号に定める契約書に記入してある事項に変更を生じた場合、遅滞なく、変更による新契約書の写１部を協会に提出するものとする。

（試験に関する細則）

第２６条　協会は、この規程のほか、受託試験の実施上必要な試験方法等に関する事項を別に定めるものとする。

（事故発生報告等）

第２７条　型式取得者は、動力消防ポンプについて不具合、事故等が発生した場合、当該動力消防ポンプの区分、型式、試験番号、数量及び不具合、事故等の内容を直ちに協会に報告するとともに、事故等報告書（別記様式第２２号）を協会に提出するものとする。

２　前項の報告を行った型式取得者は、不具合、事故等に係る調査を行い、その結果を文書により協会に提出するものとする。

３　協会は、消防機関、消費者等から提供される製品に係る情報、事故報告（第１項の報告を含む。）等に基づき、その原因を確認するために必要がある場合、当該製品に係る型式取得者に連絡のうえ、その製品の受検場所に立ち入って調査を行うものとする。

４　協会は、前項の調査の結果、第２９条第６項又は第３０条第６項の措置を求めた場合、当該型式取得者に連絡のうえ、協会のホームページ及び検定協会だよりに措置を求めた旨、措置の理由及び措置を行う消防用機器等に関する情報を掲載することにより、消防機関等に当該措置に係る情報の提供を行う。

５　協会は、前項の規定によるほか、第１項の報告又は第３項の情報等の内容が重大かつ緊急性を有すると認める場合、当該型式取得者に連絡のうえ、不具合、事故等の内容、該当する製品及び応急の措置を消防機関等に情報提供することができる。

（受託個別試験時における不正行為に対する措置）

第２８条　協会は、型式取得者が不正の手段により受託個別試験を受検していると認めた場合、直ちに受託個別試験を中止するとともに、当該不正に係る製品を受託個別試験に不合格したものとして処理するものとする。

２　前項の不合格として処理する対象は、同項の不正の手段により受託個別試験を受検した製品とする。

３　協会は、第１項の不正の確認を行うために必要がある場合、当該不正に係る型式取得者に対して資料の提出若しくは報告を求め、又は当該者に連絡のうえ、その事業所等に立ち入って調査を行うものとする。

４　協会は、第１項の規定に基づき受託個別試験を中止した場合、同項の不正に係る型式取得者に対し、次に掲げる事項に関する対策を講ずるよう求めることとし、当該者は、これらの実施内容を書面で協会に提出するものとする。

（１）不正に対する原因究明

（２）前号を受けた再発防止対策の実施

（３）品質管理体制の確立

5　協会は、前項の対策が十分であると認めるまでは、第１項の不正に係る型式取得者に対して行うすべての受託個別試験を停止するものとする。
6　協会は、第４項に規定する対策の実施状況を確認するために必要がある場合、第１項の不正に係る型式取得者に連絡のうえ、その事業所に立ち入って調査を行うものとする。
7　協会は、第４項に掲げる事項に関する対策が十分であると認めた場合、第１項の不正に係る型式取得者に対し、受託個別試験を再開する旨を通知する。

（不正行為により受託個別試験に合格したときの措置）
第２９条　協会は、型式取得者が不正の手段により受託個別試験に合格したと認める場合、当該不正に係る製品の受託個別試験の合格を取り消すとともに、当該型式取得者に対し、当該製品の出荷、販売等の停止を求めるものとする。
2　前項の受託個別試験の合格の取消しの対象は、同項の不正の手段により受託個別試験を受検した製品すべてとする。
3　協会は、第１項により合格を取り消した製品のうち、当該型式取得者が所有権を有しているものについて、当該者に受託試験適合表示を除去させ、又はこれに消印を付させるものとする。
4　協会は、第１項の不正の確認を行うために必要がある場合、同項の不正に係る型式取得者に対して資料の提出若しくは報告を求め、又は当該者に連絡のうえ、その事業所等に立ち入って調査を行うものとする。
5　協会は、第１項の規定に基づき受託個別試験の合格を取り消す場合、同項の不正に係る型式取得者にその理由を付してこれを通知する。
6　協会は、第１項の規定に基づき受託個別試験の合格を取り消した場合、同項の不正に係る型式取得者に対し、合格を取り消した製品の回収、交換等必要な措置を求めることとし、当該者はこれに従うものとする。
7　協会は、第１項の規定に基づき受託個別試験の合格を取り消した場合、同項の不正に係る型式取得者に対し、次に掲げる事項に関する対策を講ずるよう求めることとし、当該者は、これらの内容を書面で協会に提出するものとする。
（１）不正に対する原因究明
（２）前号を受けた再発防止対策の実施
（３）品質管理体制の確立
8　協会は、前項の対策が十分であると認めるまでは、第１項の不正に係る型式取得者に対して行うすべての受託個別試験を停止するものとする。
9　協会は、第７項に規定する対策の実施状況を確認するために必要がある場合、第１項の不正に係る型式取得者に連絡のうえ、その事業所に立ち入って調査を行うものとする。
10　協会は、第７項に掲げる事項に関する対策が十分であると認めた場合、第１項の不正に係る型式取得者に対し、受託個別試験を再開する旨を通知する。

（不良品流出時の措置）
第３０条　協会は、受託個別試験に合格した製品のうち、不良品が市場に流出したと認める場合、当該製品の受託個別試験の合格を取り消すとともに、当該型式取得者に対し、当該製品の出荷、販売等の停止を求めるものとする。
2　前項の受託個別試験の取り消しの対象は、同項の不良品に係る製品の型式とする。
3　協会は、第１項により合格を取り消した製品のうち、当該型式取得者が所有権を有しているものについて、当該者に受託試験適合表示を除去させ、又はこれに消印を付させるものとする。
4　協会は、第１項の不良品の流出に係る原因を確認をするために必要がある場合、同項の型式取得者に対して資料の提出若しくは報告を求め、又は当該者に連絡のうえ、その事業所等に立ち入って調査を行うものとする。
5　協会は、第１項の規定に基づき受託個別試験の合格を取り消す場合、同項の型式取得者にその理由を付してこれを通知する。
6　協会は、第１項の規定に基づき受託個別試験の合格を取り消した場合、同項の型式取得者に対し、合格を取り消した製品の回収、交換等必要な措置を求めることとし、当該者はこれに従

うものとする。

7　協会は、第１項の規定に基づき受託個別試験の合格を取り消した場合、同項の型式取得者に対し、次に掲げる事項に関する対策を講ずるよう求めることとし、当該者は、これらの実施内容を書面で協会に提出するものとする。

（１）不良品の流出に係る原因究明

（２）前号を受けた再発防止対策の実施

（３）品質管理体制の確立

8　協会は、前項の対策が十分であると認めるまでは、第１項の製品の受託個別試験を停止するものとする。

9　協会は、第７項に規定する対策の実施状況を確認するために必要がある場合、第１項の型式取得者に連絡のうえ、その事業所に立ち入って調査を行うものとする。

10　協会は、第７項に掲げる事項に関する対策が十分であると認めた場合、第１項の型式取得者に対し、当該製品の受託個別試験を再開する旨を通知する。

（消防庁への報告）

第３１条　協会は、第２８条第１項及び第２９条第１項の不正並びに前条第１項の事実を確認した場合、速やかに消防庁に報告するものとする。

附　則

この規程は、昭和６１年１２月１日から実施する。（昭和６１年１２月１日）

附　則

この規程は、平成:元年８月１日から実施する。（平成:元年６月２９日）

附　則

この規程は、平成４年４月１日から実施する。（平成４年３月２日）

附　則

この規程は、平成９年１２月２２日から実施する。（平成９年１２月２２日）

附　則

この規程は、平成１１年４月１日から実施する。（平成１１年４月１４日）

附　則

この規程は、平成１３年１０月１７日から実施する。（平成１３年１０月１７日）

附　則

この規程は、平成１６年４月１日から実施する。（平成１６年３月１５日）

附　則

この規程は、平成２０年４月１日から実施する。（平成２０年４月１日）

附　則

1　この規程は、平成２４年３月６日から施行する。ただし、第３条の改正規定は、平成２４年４月１日から施行する。

2　この規程の施行の際、現に合格証票類の取扱いの特例を行っている者は、改正後の動力消防ポンプ受託試験業務規程第１８条の２の規定にかかわらず、平成２４年６月３０日までの間は、なお従前の例による。

附表第1（第5条関係）

型　式　の　記　載　例

区　　分	ポ ン プ の 級 別	ポンプの型式
消防ポンプ自動車	Ａ－１	○　○　○
可搬消防ポンプ	Ｃ－１	○　○　○

附表第２（第８条関係）

試　験　番　号　の　記　載　例

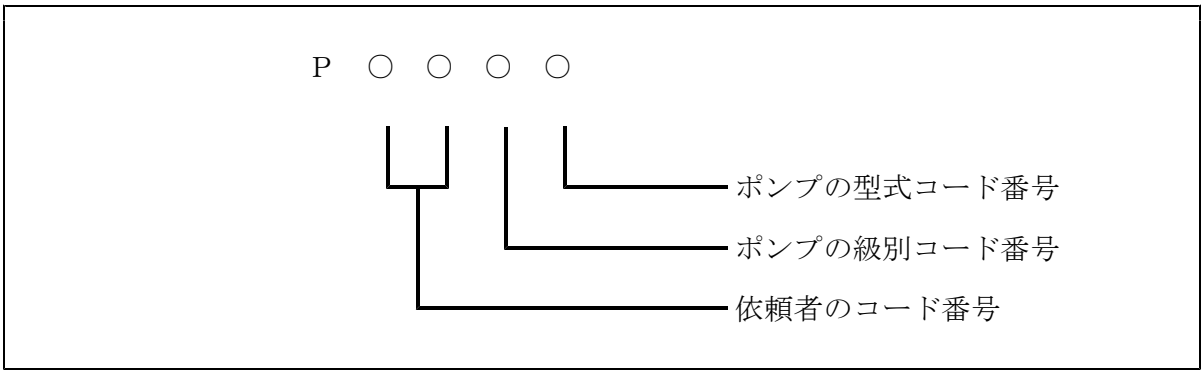

備　考　１　○は、番号とする。

２　ポンプの級別によるコード番号は、次による。

ポンプの級別	A-1	A-2	B-1	B-2	B-3	C-1	C-2	D-1	D-2
コ ー ド 番 号	1	2	3	4	5	6	7	8	9

附表３（第９条関係）

受託型式試験及び軽微変更の範囲

受託型式試験に該当する変更内容
１　ポンプの級別 ２　ポンプの型式（基本設計） ３　主機能に影響のあるものの構造、材質等で軽微変更に該当しないもの

＼	軽微変更に該当する変更内容
共	１　主機能に影響のない構造、材質等 ２　主機能に影響のあるもので次に掲げるもの。ただし、既承認のものに限る。 (1) ポンプの構造、材質等 (2) 申請最大使用圧力 (3) ポンプの連続放水試験における申請回転速度 (4) ポンプの動力取出方式 (5) ポンプギヤーケースの構造又は材質 (6) ポンプ駆動用電磁クラッチの構造 (7) 真空ポンプの構造、材質等 (8) 真空ポンプクラッチの構造（電磁クラッチ、ローラークラッチ等） (9) 真空ポンプ伝動方式（ベルト、ギヤ、クラッチ直結等） (10) 真空ポンプ定格回転速度 (11) 真空ポンプ関係の試験を行う標準試験条件（ポンプ放水性能用吸管の大きさ（呼称）又は本数の変更） (12) 真空ポンプ気水分離装置の構造 (13) 機関の構造、材質等 (14) 機関定格回転速度 ※(15) 機関のガバナの構造 ※(16) 機関始動装置の構造 (17) 機関の燃料混合比 (18) 可搬消防ポンプの自動揚水装置又は自動調圧装置の構造 (19) 増圧装置等主機能に影響のある附属装置の付加 (20) ポンプ放水性能用吸管の大きさ（呼称）又は本数。ただし、ポンプの級別に変更のないものに限る。 (21) ポンプ、吸水配管又は放水配管の水と接触する部分の材質又は防食処理方法 (22) ポンプと機関又はポンプ駆動装置との組合せ。ただし、ポンプの級別が変わらないものに限る。また、ポンプ駆動装置にあっては、ポンプの級別が同級以上で承認されているものに限る。 (23) 可搬消防ポンプ申請放水性能
通	３　機能に影響のあるもので次に掲げるもの。ただし、確認を要する。 (1) 防水機能に影響のある操作関係の主要電気機器の構造 (2) 耐圧試験に影響のある放水側の部品の形状、構造、材質等。ただし、ポンプを除く。 (3) 増圧装置の次のもの ア　連続放水運転、締切運転又は耐圧試験に影響のある部品の構造、材質等 イ　最大使用圧力 ウ　連続放水運転の放水圧力又放水量 (4) 圧縮空気泡消火装置の次のもの ア 耐圧試験に影響する部品 イ 連続運転試験に影響する部品 ウ 最大泡吐出圧力 エ 泡原液混合比又は泡原液混合比の設定に影響する部品 オ 空水比又は空水比の設定に影響する部品 カ 公称空気量

	キ 泡水溶液の最大吐出量 (5) 吸水口又は放水口の結合金具の形状又は材質 (6) 吸水口媒介金具の形状又は材質。ただし、ただし、鑑定適合品を使用する場合を除く。
ポンプ	1 ポンプグランドの構造又は材質 2 軸受等の給脂装置の構造 3 ポンプ排水装置の構造 4 ポンプシャフトの形状又は材質
ポンプ駆動装置	※1 ポンプギヤケースの構造又は材質。ただし、既承認と同等のものに限る。 ※2 ポンプギヤケースの支持方法 3 ギヤ比 ※4 ポンプ駆動用電磁クラッチの構造。ただし、既承認と同等のものに限る。 5 ポンプ駆動用伝動軸の形状、材質等（ユニバーサルジョイント） ※6 潤滑油の冷却装置の形状、構造等
真空ポンプ	1 真空ポンプ駆動装置のギヤ比又はプーリー比 2 真空ポンプ駆動用クラッチの構造。ただし、既承認と同等のものに限る。 3 真空ポンプの潤滑装置で次のもの (1) 逆流防止装置の構造 (2) 潤滑剤タンクの形状又は材質。ただし、容量を大きくする場合を除く。 (3) ストレーナの構造 (4) 使用潤滑剤。ただし、既承認と同等のものに限る。 4 真空ポンプ自動切換装置の構造 5 真空ポンプスローアップ装置の構造 6 真空ポンプ定格回転速度を下げるもの
機関	※1 燃料装置の次のもの (1) タンクの容量、材質、内部の防食処理方法又は通気装置の構造 (2) 燃料計の構造 (3) ろ過装置の形状 2 燃料のゴム又は合成樹脂の配管の抜止めの方法 ※3 潤滑装置の次のもの (1) 圧力指示装置の構造 (2) 油温計の構造 ※4 空気清浄器、排気装置、消音装置、発電装置又は機関の冷却装置の形状、構造等 5 水温計の構造 ※6 点火装置の防水措置又は点火プラグの形状 ※7 蓄電池容量
その他	1 冷却水の配管系統又はろ過装置の構造 2 スロットル装置の主要部品の構造 3 消防ポンプ自動車の自動揚水装置又は自動調圧装置の構造 4 ポンプ圧力計測装置の構造 5 吸水口ストレーナの形状又は材質 6 吸水側配管、フランジ、パッキン、ボールコック、圧力計用配管等の形状又は材質 7 エゼクタ（確認装置を含む）の構造 8 自動放口閉止弁の落水試験に影響のある部分の構造。ただし、社内試験成績表が提出される場合に限る。 9 ポンプ、吸水配管、放水配管の水と接触する部分の防食処理方法。ただし、公的機関等で行ったデータが提出された場合に限る。 10 可搬消防ポンプの運搬装置の形状 11 可搬消防ポンプの質量 12 主要操作部の表示又は特殊な取り扱いを要する場合の操作上の注意表示 13 配管の色別方法。ただし、一般的な場合を除く。 14 主要部品のシャシフレームへの取付加工方法

備考：1 表中の「主機能」とは、規格に規定されているポンプの放水性能、連続放水、耐

圧、真空ポンプの機能、機関の連続運転、機関の低温始動、機関のガバナ作動及び腐食の各試験をいう。

2　表中の「既承認」とは、他の動力消防ポンプの受託型式試験において規格に適合すると認められたものをいう。

3　表中の「※」印は、機関又はポンプ駆動装置の受託試験を受けているものにあっては、提出の必要がないことを示す。

4　表中の「確認を要する」とは、受託個別試験時等に協会の確認を要することをいう。

5　機能に影響のあるもの等必要に応じ社内試験成績表を提出されること。

附表第４（第１５条関係）

受託試験依頼者の備えるべき設備

品　　目	仕　　様		数 量
関係法令	関係規格 関係日本工業規格		１式
乱数表	ＪＩＳ　Ｚ　９０３１（可搬消防ポンプに限る。）		１部
乾湿球温度計			１個
気圧計			１式
放水設備	水槽	吸水高さ３ｍで放水性能の測定できるもの ８時間の連続放水運転ができるもの （可搬消防ポンプにあつては、原則として同時に２０台以上の試験ができるもの）	１式
	放水受装置付		
試験場排気設備	機関の排気ガスが試験室にこもらないもの		１式
整流筒	規格別図のもの		１式
放水量の測定具	ノズルで測定する場合、ノズル、ピトー管及び圧力計 流量計で測定する場合、ノズルで測定する場合と同等以上の精度を有するもの		１式
圧力計	放水圧力及びノズル圧力の測定できるもの 最小目盛 0.05 MPa 未満		各１個
真空計	放水性能を測定できるもの		１個
真空性能測定具	真空計又は水銀柱 吸板を取り付ける等により、ポンプの吸水側（負）の圧力が測定できるもの		１個
回転計	機関又はポンプの回転速度が計測できるもの		１個
メスシリンダ	１，０００ ml		１個
ノズル	当該ポンプ性能を測定するのに必要なもの		１組
ｽﾄｯﾌﾟｳｵｯﾁ			必要数
温度計	連続放水試験中に機関及び駆動装置の油温が測定できるもの 最小目盛１℃未満		必要数
水圧試験機	ポンプの吸水側の耐圧試験ができるもの		１式
寸法測定器	ノギス、マイクロメータ、巻尺（２０m及び１m）		１式
携帯用照明器具	懐中電灯		１式
車両の下部点検設備	原則としてピット		１式
結合金具の限界ゲージ	附図第１から第３によるもの		１式
防水試験設備	附図第４によるもの		１式
機関の性能測定設備	ＪＩＳ　Ｄ　１００１（自動車用エンジン出力試験方法）により機関の性能が測定できるもの		１式

	（消防ポンプ自動車に限る。）	
ｺﾝﾌﾟﾚｯｼｮﾝｹﾞｰｼﾞ	機関の気筒圧縮圧力を測定するのに適したもの （消防ポンプ自動車に限る。）	１式

注１：「結合金具の限界ゲージ」は、協会において試験を行う場合、除くことができる。
注２：「機関の性能測定設備」及び「コンプレッションゲージ」は、協会が行う受託試験に適合した機関を使用する場合、除くことができる。

附表第５（第１８条関係）

受託個別試験に適合すると認められた場合に付す表示

受託試験適合表示

刻印

証票

別記様式第1号（第2条関係）

動力消防ポンプの受託試験の実施に関する契約書

（例1）消防ポンプ自動車

（例2）可搬消防ポンプ

（例3）大容量泡放水砲用

動力消防ポンプの受託試験の実施に関する契約書（例）

日本消防検定協会理事長○○○○（以下「甲」という。）と○○○○（以下「乙」という。）は、次の条項によつて試験に関する契約を締結する。

第１条　甲は、乙の委託によつて、次の試験について実施する。

(1)　試験項目の題目　動力消防ポンプ（消防ポンプ自動車）

(2)　試験の内容

ア　受託型式試験

消消防ポンプ自動車の型式に係る形状、構造、材質、機能及び性能(以下「形状等」という。)並びに品質管理等が動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令（昭和６１年自治省令第２４号。以下「規格」という。)、「消防用車両の安全基準の周知徹底について」（平成19年消防消第８０号）において遵守することとされた消防ポンプ自動車の安全基準（「消防用車両の安全基準について」（平成１９年３月消防用車両の安全基準検討会））（以下「安全基準」という。）及び圧縮空気泡消火装置の技術基準（ｊｆｅｉｉ－２０１１－０１－００　平成２３年６月２０日制定）に適合しているかどうかについて行う試験

イ　受託個別試験

消防ポンプ自動車の形状等が受託型式試験で適合するものと判定された消防ポンプ自動車の型式に係るものと同一であるかどうかについて行う試験

(3)　試験実施の場所

試験実施の場所は次による、ただし、協会が認める場合にあっては、試験実施の場所を本邦の地域に限り追加することができる。

ア　受託型式試験　日本消防検定協会及び○○○○○株式会社○○工場

イ　受託個別試験　○○○○○株式会社○○工場

(4)　試験の実施期間

ア　受託型式試験は、依頼書の受理後４カ月以内に完了するものとする。

イ　受託個別試験は、実施希望日から１０日以内に完了するものとする。

第２条　受託試験に関する事務の取扱いについては、動力消防ポンプの受託試験業務規程によるものとする。

第３条　受託試験の範囲及び方法は、消防ポンプ自動車の受託試験細則に基づいて行うものとする。

第４条

(1)　甲は、消防ポンプ自動車の受託型式試験が完了したときは、当該試験結果に意見を付して、乙に通知するものとする。

(2)　甲は、消防ポンプ自動車の受託個別試験が完了し、当該消防ポンプ自動車の形状等が前条の受託型式試験において規格、安全基準及び圧縮空気泡消火装置の技術基準に適合しているとされた型式に係るものと同一であると認めたときは、その旨の表示を付すものとする。

第５条　試験の受託料の額（消費税別）は、受託型式試験にあつては、一型式一件につき＊＊＊＊＊＊＊円、受託個別試験にあつては、１台につき＊＊＊＊＊＊円とする。

第６条　甲は、試験の準備を開始したとき以降においては、納入した費用を返還しない。

第７条　甲は、天災その他やむをえない事由が生じ、受託試験の継続が困難となつたときは、この契約を解除することができる。

第８条　甲及び乙は、双方互に相手方がこの契約書の条項に違反したときは、この契約を解除することができる。

第９条　本契約の有効期間は、１カ年（初年度にあつては、締結日から当該年度末日まで。）とする。ただし、期間満了の１カ月前までに甲乙いずれか一方より別段の意志表示がないときは、次の１カ年これを有効とし、以後この例によるものとする。

第10条　この契約を変更する必要が生じたときは、甲乙協議の上変更するものとする。

上記契約締結を証するため、この証書２通を作成し、双方記名押印の上１通を保有するものとする。

平成　　年　　月　　日

甲　東京都調布市深大寺東町４丁目３５番地１６

日本消防検定協会

理事長　　印

乙

印

動力消防ポンプの受託試験の実施に関する契約書（例）

日本消防検定協会理事長○○○○（以下「甲」という。）と○○○○（以下「乙」という。）は、次の条項によつて試験に関する契約を締結する。

第１条　甲は、乙の委託によつて、次の試験について実施する。

(1)　試験項目の題目　動力消防ポンプ（可搬消防ポンプ）

(2)　試験の内容

ア　受託型式試験

可搬消防ポンプの型式に係る形状、構造、材質、機能及び性能（以下「形状等」という。）が動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令（昭和６１年自治省令第２４号。以下「規格」という。）に適合しているかどうかについて行う試験

イ　受託個別試験

可搬消防ポンプの形状等が受託型式試験で適合するものと判定された可搬消防ポンプの型式に係るものと同一であるかどうかについて行う試験

(3)　試験実施の場所

試験実施の場所は次による、ただし、協会が認める場合にあっては、試験実施の場所を本邦の地域に限り追加することができる。

ア　受託型式試験　日本消防検定協会及び○○○○○株式会社○○工場

イ　受託個別試験　○○○○○株式会社○○工場

(4)　試験の実施期間

ア　受託型式試験は、依頼書の受理後４カ月以内に完了するものとする。

イ　受託個別試験は、実施希望日から１０日以内に完了するものとする。

第２条　受託試験に関する事務の取扱いについては、動力消防ポンプの受託試験業務規程によるものとする。

第３条　受託試験の範囲及び方法は、可搬消防ポンプの受託試験細則に基づいて行ものとする。

第４条

(1)　甲は、可搬消防ポンプの受託型式試験が完了したときは、当該試験結果に意見を付して、乙に通知するものとする。

(2)　甲は、可搬消防ポンプの受託個別試験が完了し、当該可搬消防ポンプの形状等が前項の受託型式試験において規格並びに安全基準に適合しているとされた型式に係るものと同一であると認めたときは、その旨の表示を付すものとする。

第５条　試験の受託料の額（消費税別）は、受託型式試験にあつては、一型式一件につき＊＊＊＊＊＊＊円、受託個別試験にあつては、１台につき＊＊＊＊＊＊円とする。

第６条　甲は、試験の準備を開始したとき以降においては、納入した費用を返還しない。

第７条　甲は、天災その他やむをえない事由が生じ、受託試験の継続が困難となつたときは、この契約を解除することができる。

第８条　甲及び乙は、双方互に相手方がこの契約書の条項に違反したときは、この契約を解除することができる。

第９条　本契約の有効期間は、１カ年（初年度にあつては、締結日から当該年度末日まで。）とする。ただし、期間満了の１カ月前までに甲乙いずれか一方より別段の意志表示がないときは、次の１カ年これを有効とし、以後この例によるものとする。

第10条　この契約を変更する必要が生じたときは、甲乙協議の上変更するものとする。

上記契約締結を証するため、この証書２通を作成し、双方記名押印の上１通を保有するものとする。

平成　　年　　月　　日

甲　東京都調布市深大寺東町４丁目３５番地１６

日本消防検定協会

理事長　　印

乙

印

動力消防ポンプの受託試験の実施に関する契約書（例）

日本消防検定協会理事長○○○○（以下「甲」という。）と○○○○（以下「乙」という。）は、次の条項によつて試験に関する契約を締結する。

第１条　甲は、乙の委託によつて、次の試験について実施する。

(1)　試験項目の題目　動力消防ポンプ（大容量泡放水砲用）

(2)　試験の内容

ア　受託型式試験

大容量泡放水砲用動力消防ポンプの型式に係る形状、構造、材質、機能及び性能(以下「形状等」という。)が動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令（昭和６１年自治省令第２４号。以下「規格」という。）に適合しているかどうかについて行う試験

イ　受託個別試験

大容量泡放水砲用動力消防ポンプの形状等が受託型式試験で適合するものと判定された大容量泡放水砲用動力消防ポンプの型式に係るものと同一であるかどうかについて行う試験

(3)　試験実施の場所

試験実施の場所は次による、ただし、協会が認める場合にあっては、試験実施の場所を本邦の地域に限り追加することができる。

ア　受託型式試験　日本消防検定協会及び○○○○○株式会社○○工場

イ　受託個別試験　○○○○○株式会社○○工場

(4)　試験の実施期間

ア　受託型式試験は、依頼書の受理後４カ月以内に完了するものとする。

イ　受託個別試験は、実施希望日から１０日以内に完了するものとする。

第２条　受託試験に関する事務の取扱いについては、動力消防ポンプの受託試験業務規程によるものとする。

第３条　受託試験の範囲及び方法は、大容量泡放水砲用動力消防ポンプの受託試験細則に基づいて行うものとする。

第４条

(1)　甲は、大容量泡放水砲用動力消防ポンプの受託型式試験が完了したときは、当該試験結果に意見を付して、乙に通知するものとする。

(2)　甲は、大容量泡放水砲用動力消防ポンプの受託個別試験が完了し、当該可搬消防ポンプの形状等が前項の受託型式試験において規格並びに安全基準に適合しているとされた型式に係るものと同一であると認めたときは、その旨の表示を付すものとする。

第５条　試験の受託料の額（消費税別）は、受託型式試験にあつては、一型式一件につき＊＊＊＊＊＊＊円、受託個別試験にあつては、１台につき＊＊＊＊＊＊円とする。

第６条　甲は、試験の準備を開始したとき以降においては、納入した費用を返還しない。

第７条　甲は、天災その他やむをえない事由が生じ、受託試験の継続が困難となつたときは、この契約を解除することができる。

第８条　甲及び乙は、双方互に相手方がこの契約書の条項に違反したときは、この契約を解除することができる。

第９条　本契約の有効期間は、１カ年（初年度にあつては、締結日から当該年度末日まで。）とする。ただし、期間満了の１カ月前までに甲乙いずれか一方より別段の意志表示がないときは、次の１カ年これを有効とし、以後この例によるものとする。

第10条　この契約を変更する必要が生じたときは、甲乙協議の上変更するものとする。

上記契約締結を証するため、この証書２通を作成し、双方記名押印の上１通を保有するものとする。

平成　　年　　月　　日

甲　東京都調布市深大寺東町４丁目３５番地１６

日本消防検定協会

理事長　　印

乙

印

別記様式第2号（第5条関係）

受　託　型　式　試　験　依　頼　書

年　　月　　日

日 本 消 防 検 定 協 会　殿

依頼者
住　所
氏　名（法人の場合は名称
及び代表者氏名）　　印

動力消防ポンプ受託試験業務規程に基づき、下記について受託型式試験を依頼します。

記

種　　別	動力消防ポンプ	
型　　式	区　　分	
	ポンプの級別	
	ポンプの型式	

備考　この用紙の大きさは、ＪＩＳ　Ａ４とすること。

別記様式第３号（第５条関係）

動力消防ポンプ　明細書（その１）

（依頼者）

（１）ポンプ諸元表（消防ポンプ自動車及び可搬消防ポンプ）

項目		明細	備考
ポンプの級別			
ポンプの型式			
連続放水の申請ポンプ回転速度		rpm	
羽根車段数		段	
羽根車（外径×出口幅）	第１段	φ　mm　×　mm	
	第２段	φ　mm　×　mm	
	第３段	φ　mm　×　mm	
	第４段	φ　mm　×　mm	
羽根車の羽根数		枚	
案内羽根の羽根数		枚	
材質	ケーシング（A）		
	ケーシング（B）		
	羽根車		
	案内羽根		
	自動放水口閉止弁		
	ポンプシャフト		
	吸水配管		
	放水配管		
放水性能に使用する吸水口（大きさ×口数）		呼称　×　口	
放水性能に使用する吸管（大きさ×長さ×本数）		呼称　×　m×　本	
申請最大使用圧力	ポンプ	MPa	
	放水配管	MPa	

＜以下予備的に行う放水性能試験の明細＞

項目	明細		備考
	予備１	予備２	
ポンプの級別			
放水性能に使用する吸水口（大きさ×口数）	呼称　×　口	呼称　×　口	
放水性能に使用する吸管（大きさ×長さ×本数）	呼称　×　m×　本	呼称　×　m×　本	

備考　１．明細書の用紙の大きさは、ＪＩＳ　Ａ４とすること。
　　２．記入事項に該当するものがない場合は、「／」を記入すること。
　　３．その他必要な事項は、下の空欄に記入すること。

動力消防ポンプ　明細書（その２）

（２）消防ポンプ自動車諸元表

項目			明細	備考
機関型式				
ポンプ駆動装置の型式				
真空ポンプ型式				
連続放水の申請ポンプ回転速度			rpm	
機関の定格回転速度			rpm	
機関対ポンプのギヤ比			:	機関：ポンプ
放水性能に使用する吸水口（大きさ×口数）			呼称　×　口	
放水性能に使用する吸管（大きさ×長さ×本数）			呼称　×　m ×　本	
放水側圧力計		種類	式・JIS　級相当品	
		指示範囲	最大圧力　MPa	
吸水側圧力計		種類	式・JIS　級相当品	
		指示範囲	負側の最大圧力　MPa	
			正側の最大圧力　MPa	
機関の回転速度計		種類	式	
		指示範囲	最大回転速度　rpm	
増圧装置	ポンプ型式			
	連続放水性能		MPa において　m^3/min	
	最大使用圧力		MPa	
圧縮空気泡消火装置	型式			
	最大泡吐出圧力		MPa	
	泡原液混合比		％～　％	
			％、　％、　％、　％	
	空水比		倍、　倍、　倍、　倍	
			倍～　倍	
	公称空気量		L/min	
	泡水溶液の最大吐出量		L/min	
	泡原液混合比の調整方式			
	コンプレッサ型式			
	泡原液ポンプ型式			

動力消防ポンプ　明細書（その３）

（３）可搬消防ポンプ諸元表

項目		明細	備考
機関型式			
真空ポンプ型式			
申請放水性能	規格放水量	ﾉｽﾞﾙ口径　　mm ／　　㎥/min	
	高圧放水量	ﾉｽﾞﾙ口径　　mm ／　　㎥/min	
全質量		kg	
乾燥質量		kg	
運搬装置			
連続放水の申請ポンプ回転速度		rpm	
機関の定格回転速度		rpm	
機関対ポンプのギヤ比		:	機関：ポンプ
放水性能に使用する吸水口（大きさ×口数）		呼称　　×　　口	
放水性能に使用する吸管（大きさ×長さ×本数）		呼称　　×　　m ×　　本	
放水側圧力計	種類	式・JIS　　級相当品	
	指示範囲	最大圧力　　MPa	
吸水側圧力計	種類	式・JIS　　級相当品	
	指示範囲	負側の最大圧力　　MPa	
		正側の最大圧力　　MPa	

動力消防ポンプ　明細書（その４）

（４）真空ポンプ諸元表（消防ポンプ自動車及び可搬消防ポンプ）

項目		明細	備考
真空ポンプの型式			
真空ポンプの定格回転速度		rpm	
真空ポンプ駆動装置の方式			
真空ポンプクラッチの型式			
真空ポンプクラッチの大きさ又は容量			
真空ポンプ排気容量		ml/１回転	
使用潤滑剤			
潤滑剤消費量		ml/min	
潤滑剤タンクの容量		ml	
標準吸水試験条件での１回当たりの潤滑剤の使用量		ml	
ポンプ対真空ポンプのギヤ比		:	ポンプ：Ｖポンプ
真空ポンプの材質	ケーシング		
	ローター		
	ベーン		
	シャフト		
潤滑剤循環装置の方式			
操作装置の方式			
標準吸水試験条件（大きさ×長さ）		呼称　×　m	

動力消防ポンプ　明細書（その５）

（５）機関諸元表（消防ポンプ自動車及び可搬消防ポンプ）

項目			明細	備考
内燃機関	製造者名			
	機関の名称及び型式			
	種類			
	シリンダの数及び配置			
	燃焼室形式			
	弁機構			
	内径×行程		×　mm	
	総排気量		ml	
	圧縮比			
	申請出力		kw(PS)/rpm	
	機関寸法（長さ×高さ×幅）		×　×　mm	
	機関整備質量		kg	
	循環装置	潤滑方式		
		油ポンプ形式		
		潤滑油容量	ml	
		圧力指示装置		
		油温計		
	冷却装置	冷却方式		
		冷却水量	ml	
		水温計		
	回転計			
	油温計			
燃料装置	空気清浄器形式			
	燃料ポンプ形式			
	燃料ろ過器形式			
	気化器形式			
	噴射ポンプ形式			
	噴射ノズル形式			
	ガバナ形式			
	燃料タンク	材質		
		容量	ml	
	燃料計形式及び指示範囲			
電気装置			Ah	
			V-A	
			kw	

動力消防ポンプ　明細書（その６）

（６）車台諸元表（消防ポンプ自動車）

項目＼車台		原車	改造車	項目＼車台		原車	改造車
製造者名				用途			
車台型式				形状			
種別				車名			
車両重量		kg	kg	型式（年式）			
乗車定員	運転席	名	名				
	ボデー内座席席	名	名				
	リヤステップ	名	名				
最大積載量		kg	kg	輪距離	前	mm	mm
車両総重量		kg	kg		後	mm	mm
車両寸法	全長	mm	mm	軸距離		mm	mm
	全幅	mm	mm				
	全高	mm	mm	オーバーハング(リヤステップまで)		mm	mm
空車時荷重分布	前輪	kg	kg	タイヤ	前輪	%	%
	後輪	kg	kg		後輪	%	%
積載時荷重分布	前輪	kg	kg	積載時タイヤ荷重割合	前輪	%	%
	後輪	kg	kg		後輪	%	%
積載時前輪荷重割合		%	%	最大安定傾斜角度	右	度	度
					左	度	度
前軸重	バネ上	kg	kg	後軸重	バネ上	kg	kg
	バネ下	kg	kg		バネ下	kg	kg
	軸重	kg	kg		軸重	kg	kg

別記様式第４号の１（第５条関係）

工　場　設　備　概　要　調　書（その１）

年　月　日

依頼者
住　所
氏　名（法人の場合は、名称及び代表者名）
試験場所の名称

１　試験設備

品　　名	仕　　様	数　量	備　考

品　　名	仕　　様	数　量	備　考

備　考　１　この用紙の大きさは、ＪＩＳ　Ａ４とすること。
２　試験設備のうち附表第４の品目欄中、協会が必要と認めたものについては、図面を１部添付すること。

別記様式第４号の２（第５条関係）

工場設備概要調書（その２）

２．試験場所案内図

依 頼 者 名	
試験場所の 住所・名称 電 話 番 号	

案内図（利用交通機関名、その起終点等を明記のこと。）

備考　この用紙の大きさは、ＪＩＳ　Ａ４とすること。

別記様式第５号の１（第５条、第６条及び第１３条関係）

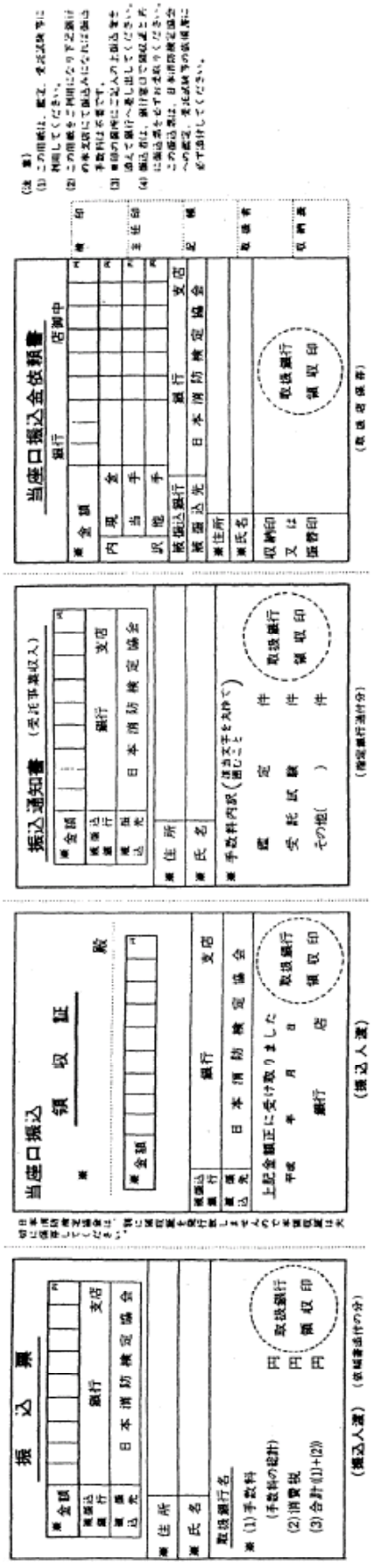

別記様式第５号の２（第５条、第６条及び第１３条関係）

No.

受　託　料　内　訳　書

（振　込　票　添　付　欄）

（受託型式試験依頼、受託個別試験依頼）受託料内訳書

種　　別	区　　分	依 頼 数 量	金　　額	備　　考
計	件			総計　　円
※受付年月日	年　　月　　日		※受付番号	No.　～ No.

備考

１　この用紙の大きさは、ＪＩＳ　Ａ４とすること。

２　１社の依頼件数が同時に２以上の場合は、受託料を振込票１葉にまとめて振り込むことができ（大阪支所は、受託個別試験依頼に限る。）、その振込票を本様式の受託料内訳書に貼り付けて一括された当該依頼書に添付すること。

３　受託型式試験依頼又は受託個別試験依頼毎に別葉とすること。

４　内訳書が２枚以上の場合は、必ず総計を記入すること。

５　総計の金額は、受託型式試験依頼及び受託個別試験依頼のすべての金額の合計で内訳書の各葉すべてに記入すること。

６　※印欄は、記入しないこと。

収入印紙

（割印）

受託個別試験業務委託契約書

委託者○○会社（以下「甲」という。）は、受託者○○会社（以下「乙」という。）と同一の製品を受検することについて、乙に対して次のようにその業務を委託する。

第１条　本契約に係る範囲は、次に掲げるものとする。

（１）種　別　　動力消防ポンプ

（２）区　分

第２条　本契約に係る製品は、すべて乙が製造したものとする。

第３条　甲が乙に委託する受検業務の範囲は、当該製品の受検準備から試験の終了までに係る一切の業務とする。

２　可搬消防ポンプの受託試験を受ける甲及び乙の製品を同時に受検する場合、甲及び乙の当該製品について日本消防検定協会が行う一括抜取検査を受けるものとする。

３　甲及び乙は、乙が甲以外の者と第１条の製品について受託個別試験業務委託契約を行った場合、甲以外の者の当該製品を含めて行う前項の一括抜取検査を受けるものとする。

第４条　甲及び乙が有する同一型式について日本消防検定協会に変更の届出を行う必要が生じた場合は、双方協議のうえ、同時に双方が届出を行うものとする。

第５条　本契約に係る事項について疑義が生じた場合は双方協議して決定するものとする。

第６条　本契約の有効期間は、双方が別に定める有効期間とする。ただし、本契約に変更を生じたために有効期間を変更しなければならないときは、双方協議して決定するものとする。

上記契約の証として、本書２通を作成し、双方記名押印のうえ、各自１通を所持するものとする。

年　　月　　日

甲　住所・代表者名　　印

名称

乙　住所・代表者名　　印

名称

備考　この用紙の大きさは、ＪＩＳ　Ａ３とし、二つ折りとすると。

別記様式第７号（第９条関係）

軽微変更届

年　　月　　日

日本消防検定協会　殿

依頼者名
受検場所責任者　　印
検査立会責任者　　印
電話番号

1　種　　別　　動力消防ポンプ
2　区　　分
3　試験番号
4　消防庁届出番号

（２以上の試験番号について、同一内容の変更の場合、適当な一括表とすることができる。）

上記について、軽微変更を下記のとおりお届けします。

なお、軽微変更は、従来の型式による製品も引き続き製造します。
製品は、　年　月　日から製造しません。

添付：設計図等　　部

記

軽微変更事項	明細		理由
	旧	新	

注　適用日　　年　　月　　日

協会確認結果欄	
□承認する	年　月　日
□承認しない	

備考　１　この用紙の大きさは、ＪＩＳ　Ａ４又はＡ３の二つ折りとすること。
２　１項から３項までのかっこ内による場合、この変更届については当該試験番号の合計数に相当した件数とし、添付設計図等については１件として提出することができる。この場合において、設計図等添付の確認書をファイルしようとする当該試験番号をファイル番号として注記する。

別記様式第８号（第１１条関係）

月中受託個別試験受検日希望表

年　　月　　日

日本消防検定協会　殿

依頼者
住　所
氏　名（法人の場合は、　　印
名称及び代表者名）

受検日	種　　別	区　　分	試験番号	受検数	備　　考
日					
日					
日					
日					
日					

備考　１　この用紙の大きさは、ＪＩＳ　Ａ４とすること。
　　２　特殊消火装置の鑑定を行う場合は、その旨当該備考欄に記入すること。

別記様式第９号（第１３条関係）

受託個別試験依頼書

年　　月　　日

日本消防検定協会　殿

依頼者
住　所
氏　名（法人の場合は、　　印
名称及び代表者名）

動力消防ポンプ受託試験業務規程に基づき、下記について、受託個別試験を依頼します。

記

種　　別	動力消防ポンプ	区　　分	
依　頼　数　量			
希望受検年月日	年　　月　　日		
希望受検場所			
受　　託　　料	単価　　円	金　　額	円
備　　考			

備考　１　この用紙の大きさは、ＪＩＳ　Ａ４とすること。
　　２　依頼数量は、１回に受検する数を原則とする。

別記様式第１０号（第１４条関係）

受検場所変更届
（移転・増設・廃止）

年　　月　　日

日本消防検定協会　殿

依頼者
住　所
氏　名（法人の場合は、　　印
名称及び代表者名）

１　種　　別　　動力消防ポンプ
２　区　　分

記

変　更　内　容	旧	
	新	
変 更 の 理 由		
変 更 予 定 日	年　　月　　日	

添付書類　工場設備概要調書　　部
未処理状況明細書　　部

備考　１　この用紙の大きさはＪＩＳ　Ａ３とし、二つ折り左とじとして用い、未ページは半ページ以上余白とすること。

別記様式第１１号（第１６条関係）

［報告書］

消防ポンプ自動車
受託個別試験依頼整理表

部長(支所長)	課　　長	試　　験　　者	立会責任者	受検回／年度
				／

試験年月日	平成　　年　　月　　日　～　　日	依頼者名（受検場所）	

依　　頼　　書			受検済数	受 検 数	適 合 数	不適合数	保 留 数	依頼残数	依 頼 残 の 処 理
受付年月日	受 付 番 号	依頼数量							
	KC-								
	KC-								
	KC-								
合　　計									

＜受検物内訳＞

連続放水運転条件	□通常運転　□省略運転　□追加運転	適合数の累計　　台

届出番号	製造番号	ポンプ番号	機関番号	欠点数	試験結果	備考又は欠点内容
P						
P						
P						
P						
P						
P						
P						
P						
P						
P						

別記様式第１２号（第１６条関係）

［報告書］

可搬消防ポンプ受託個別試験
依頼整理表・受検成績履歴表

部長(支所長)	課　長	試　験　者	立会責任者

試験日	平成　年　月　日	依頼者名 (受検場所)		ロット番号		ロットの 大きさ	

依頼書			受検済数	受検数	適合数	不適合数	保留数	依頼残数	依頼残の処理
受付年月日	受付番号	依頼数量							
	KC-								
	KC-								
	KC-								
合　計									

受検物内訳	届出番号	受検数	製造番号	届出番号	受検数	製造番号
	P			P		
	P			P		
	P			P		
	P			P		
	P			P		

抜取検査	欠点の階級	通常検査				少数検査				試験結果	連続放水運転条件	少数検査	〈記事又は不良事項〉
		試料の大きさ	Ac	Rc	不良数	試料の大きさ	Ac	Rc	不良数				
	致命	全試料	0	1		全試料	0	1		□　良	□通常運転	□省略	
	第１						0	1			□省略運転		
	第２						0	1		□　不良	□追加運転	□実施	

別記様式第１３号（第１６条関係）

［報告書］

大容量泡放水砲用
受託個別試験依頼整理表

部長(支所長)	課　　長	試　　験　　者	立会責任者	受検回／年度
				／

試験年月日	平成　　年　　月　　日　～　　日	依頼者名（受検場所）	

依　　頼　　書			受検済数	受 検 数	適 合 数	不適合数	保 留 数	依頼残数	依 頼 残 の 処 理
受付年月日	受 付 番 号	依頼数量							
	-								
	-								
	-								
合　　計									

＜受検物内訳＞

連続放水運転条件	□通常運転　□省略運転　□追加運転	適合数の累計　　台

届出番号	製造番号	ポンプ番号	機関番号	欠点数	試験結果	備考又は欠点内容
P						
P						
P						
P						
P						
P						
P						
P						
P						
P						

別記様式第１４号（第２０条関係）

取り下げ届

年　　月　　日

日本消防検定協会　殿

届出者
住　所
氏　名（法人の場合は、　　印
名称及び代表者名）

下記について、取り下げたくお届けします。ついては、当該受託料　　円は、　　銀行　　支店（普通預金・当座預金口座、口座番号　　、名義　　）振り込みにより還付して下さい。

記

１　試験の区分　　（　受託型式試験依頼　・　受託個別試験依頼　）
２　依頼書受付　　年　　月　　日（　　第　　号　）
３　種　　別　　動力消防ポンプ
４　型式の区分
５　取下げ数量　　（　○台　中　○台　）
６　取下げ理由

備考　１　この用紙の大きさは、ＪＩＳ　Ａ４とすること。
　　２　５及び６は、受託個別試験依頼の場合のみ記入すること。

別記様式第１５号（第２２条関係）

委　任　状

私は、

（住　所）
（名　称）
（役職名）
（氏　名）

を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

動力消防ポンプ受託試験業務規程第４条に掲げる受託型式試験及び第１３条に掲げる受託個別試験の依頼

受検場所の住所及び名称	当該受検場所で受検する型式区分

年　　月　　日

（住　　所）
（氏　　名）
（代表者氏名）　　印

備考　　この用紙の大きさは、ＪＩＳ　Ａ４又はＡ３の二つ折りとすること。

別記様式第１６号（第２３条関係）

氏名（名称、代表者の氏名、住所）変更届

年　　月　　日

日本消防検定協会　殿

依頼者
氏　名（法人の場合は、　　印
名称及び代表者名）

下記のとおり、氏名（名称、代表者の氏名、住所）を変更しましたので、届け出ます。

記

旧

新

備考　　この用紙の大きさは、ＪＩＳ　Ａ４とすること。

別記様式第１７の１号（第２４条関係）

過誤納金還付願

年　　月　　日

日本消防検定協会　殿

依頼者
氏　名（法人の場合は、　　印
名称及び代表者名）

下記の依頼に伴い、　　年　　月　　日に　　銀行　　支店から振り込みました受託料　　円は、過誤納でしたので、過誤納金　　円を　　銀行　　支店（普通預金・当座預金口座、口座番号　　、名義　　）振り込みにより還付して下さい。

記

１　試験の区分　　（　受託型式試験依頼　・　受託個別試験依頼　）
２　依頼書受付　　年　　月　　日（　　第　　号　）
３　種　　別　　動力消防ポンプ
４　型式の区分
５　数　　量　　（受託個別試験依頼の場合に限る。）

備考　１　この用紙の大きさは、ＪＩＳ　Ａ４とすること。
　　２　この様式は、協会に依頼を行った場合に用いること。

別記様式第１７の２号（第２４条関係）

過誤納金還付願

年　　月　　日

日本消防検定協会　殿

依頼者
氏　名（法人の場合は、　　印
名称及び代表者名）

年　　月　　日に　　銀行　　支店から別添の振込票のとおり振り込みました　　円は、過誤納でしたので、下記により還付して下さい。

記

１　取引銀行　　銀行　　支店

２　口　　座　　普通預金・当座預金口座、口座番号　　、名義

備考　１　この用紙の大きさは、ＪＩＳ　Ａ４とすること。
　　２　この様式は、協会に依頼を行っていない場合に用いること。
　　３　振込票を添付すること。

別記様式第１８号（第５条関係）

既承認型式の委受託に係る型式試験提出書類

委託型式に関する事項	依　頼　者	
	種　　別	
	型　　式	
	設　計　図	表示に関するものを除き、受託型式における試験番号のものに同じ。
	明　細　書	受託型式における試験番号のものに同じ。
	工場設備概要調書	受託型式における試験番号のものに同じ。
受託型式に関する事項	依　頼　者　名	
	種　　別	
	型　　式	
	試　験　番　号	

別記様式第１９号（第８条の２関係）

型式取消届

年　　月　　日

日本消防検定協会　殿

依頼者
住　　所
氏　　名　（法人にあっては、その名称及び代表者氏名）　印
電話番号

動力消防ポンプ受託試験業務規程第８条の２に基づき、下記の型式の取消しをお願いいたします。

記

種　　別	
区分・型式	
試験番号	
理　　由	
備　　考	

備考　この用紙の大きさは、ＪＩＳ　Ａ４とすること。

別記様式第２０号（第１７条関係）

不良改善方法書

年　　月　　日

受検場所責任者　　印

検査立会責任者　　印

依頼者名 （受検場所）		
種別・区分・型式		
試験番号		
受託個別試験日等		年　　月　　日・受検数量　　台
受託個別試験で見出された欠点内容等	検査項目等	検査項目
	欠点台数等	欠点台数　　台・抜取台数　　台
	欠点区分等	欠点区分　　欠点・内容
	原　　因	
原因調査結果	調 査 内 容	
	調 査 日 時	月　　日　　時から　　月　　日　　時まで
	調 査 結 果	
再発防止対策等		

備考１　この用紙の大きさは、ＪＩＳＡ４とすること。
　　２　調査内容欄には、調査のために実施した試験、検証等の内容を記載すること。

別記様式第２１号（第１７条関係）

不適合改善方法書

年　　月　　日

受検場所責任者　　印

検査立会責任者　　印

依頼者名 （受検場所）		
種別・区分・型式		
試験番号		
受託個別試験日等		年　　月　　日・受検数量　　台
受託個別試験で不適合になった欠点内容等	検査項目等	検査項目　　・検査のきびしさ
	欠点台数等	欠点台数　　台・抜取台数　　台
	欠点内容	
	原因	
原因の調査結果	調査内容	
	調査日時	月　　日　　時から　　月　　日　　時まで
	調査結果	
不適合事項に対する改良処置		
不適合となったロットへの処置方法及びその台数		
再発防止対策		

備考１　この用紙の大きさは、ＪＩＳＡ４とすること。
　　２　調査内容欄には、調査のために実施した試験、検証等の内容を記載すること。

別記様式第２２号（第２７条関係）

事故等報告書

年　　月　　日

日本消防検定協会　殿

依頼者
住　　所
氏　　名（法人にあっては、その名称及び代表者氏名）　印
電話番号

下記事項について、不都合、事故等が発生しましたので、動力消防ポンプ受託試験業務規程第２７条の規定に基づき報告します。

記

１　種　　別

２　区分・型式

３　試験番号

４　数　　量

５　事故等の概要　（詳細は、別添のとおり）

備考１　この用紙の大きさは、ＪＩＳ　Ａ４とすること。
２　代理人が当該依頼を行う場合にあっては、代理人の住所及び氏名（法人にあっては、その名称又は代表者氏名）を依頼者の下に併記すること。

附図第１

差込式結合金具限界ゲージ（差しロ）

（単位 mm）

項目 / 呼称	A			B		C			E					J		
	A_1	A_2	A_3	B_2	B_3	C_1	C_2	C_3	E_1	E_2	E_3	E_4	E_5	J_1	J_2	J_3
75	81.3	81.5	28.0	15.0	10.0	76.0	76.2	28.0	17.8	18.0	9.0	4.5	36.5	82.8	83.0	30.0
65	68.3	68.5	27.5	13.0	10.0	63.3	63.5	28.0	15.3	15.5	9.0	4.5	36.5	70.3	70.5	29.0
50	55.4	55.6	26.5	10.5	10.0	50.8	51.0	27.4	14.3	14.5	9.0	4.5	36.0	56.3	56.5	26.5
40	43.4	43.6	26.0	8.5	10.0	38.8	39.0	27.0	11.5	11.7	9.0	4.5	36.0	43.8	44.0	26.5
30	35.4	35.6	26.0	7.7	10.0	32.0	32.5	27.0	9.8	10.0	9.0	4.5	36.0	28.8	29.0	26.5
25	28.4	28.6	24.0	7.0	10.0	25.8	26.0	26.6	8.3	8.5	9.0	4.5	35.0	28.8	29.0	25.0

備　考

１　A_1 、C_1 、E_1 及びJ_1は、止りを示す。

２　A_2 、B_2 、C_2 、E_2 及J_2は、通りを示す。

３　前記以外の項目の数値は、最小値を示す。

４　ゲージの精度及び摩耗度は、ＪＩＳ Ｂ ７４２１の５の表１中のＩＴ４及び同７の表３を適用するものとする。

例図

A項

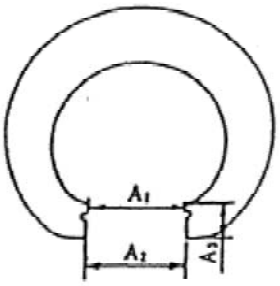

C項

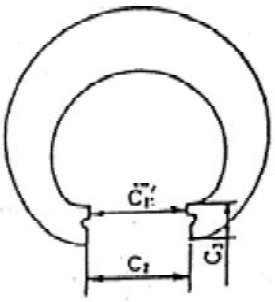

J項

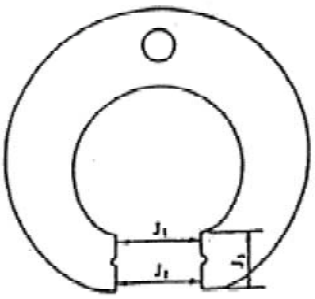

B項・E項

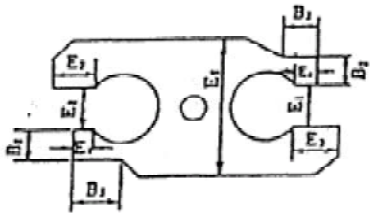

附図第２

差込式結合金具限界ゲージ（受け口）

（単位 mm）

項目 / 呼称	F				H			I		
	F_1	F_2	F_3	F_4	H_1	H_2	H_3	I_1	I_2	I_3
75	82.5	82.0	13.0	17.0	12.5	12.6	30	12.9	12.8	26
65	69.5	69.0	12.3	16.3	10.5	10.6	30	10.9	10.8	25.2
50	56.5	56.0	12.0	16.0	7.9	8.0	30	8.3	8.2	25.0
40	44.5	44.0	12.0	15.0	6.9	7.0	30	7.3	7.2	25.0
30	36.5	36.0	12.0	15.0	6.4	6.5	30	6.6	6.7	25.0
25	29.5	29.0	12.0	15.0	5.9	6.0	30	6.3	6.2	24.5

備　考

１　F_1 、H_1 及び I_1 は、止りを示す。

２　F_2 、H_2 及び I_2 は、通りを示す。

３　前記以外の項目は、最小値を示す。

４　ゲージの精度及び摩耗度は、ＪＩＳ Ｂ ７４２１の５の表１中のＩＴ４及び同７の表３を適用するものとする。

例図

F項

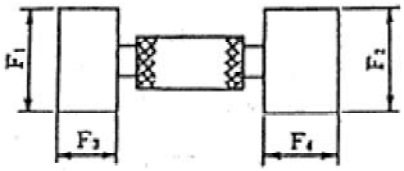

H項

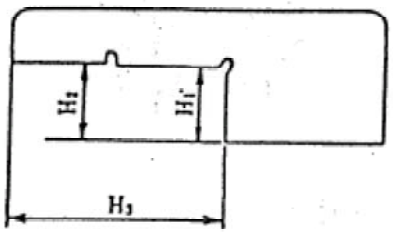

I項

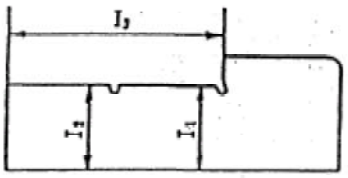

附図第３

ねじ式結合金具限界ゲージ

（単位 mm）

項目 / 呼称	差し口 D	差し口 K	差し口 N	受け口 D	受け口 K_1	受け口 N
１５０ １４０ １２５ １１５ １００ ９０ ７５ ６５ ５０ ４０ ３０ ２５ ２０	挟みゲージ 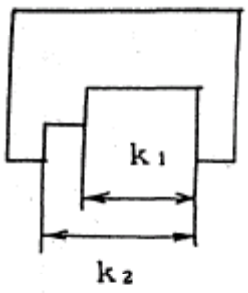 リングネジゲージ 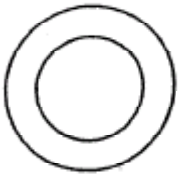			栓ゲージ 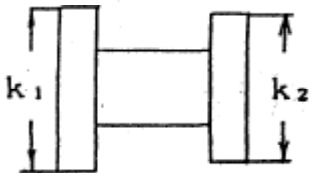 栓ネジゲージ 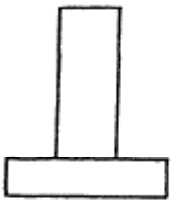		

備　考　１　ｋ１、及びｎ１は、止りを示す。
　　２　ｋ２、及びｎ２は、通りを示す。
　　３　ゲージの精度及び摩耗度は、ＪＩＳ　Ｂ　７４２１の５の表中の
　　ＩＴ４及び同７の表３を適用するものとする。

附図第４

防 水 試 験 設 備

単位 mm

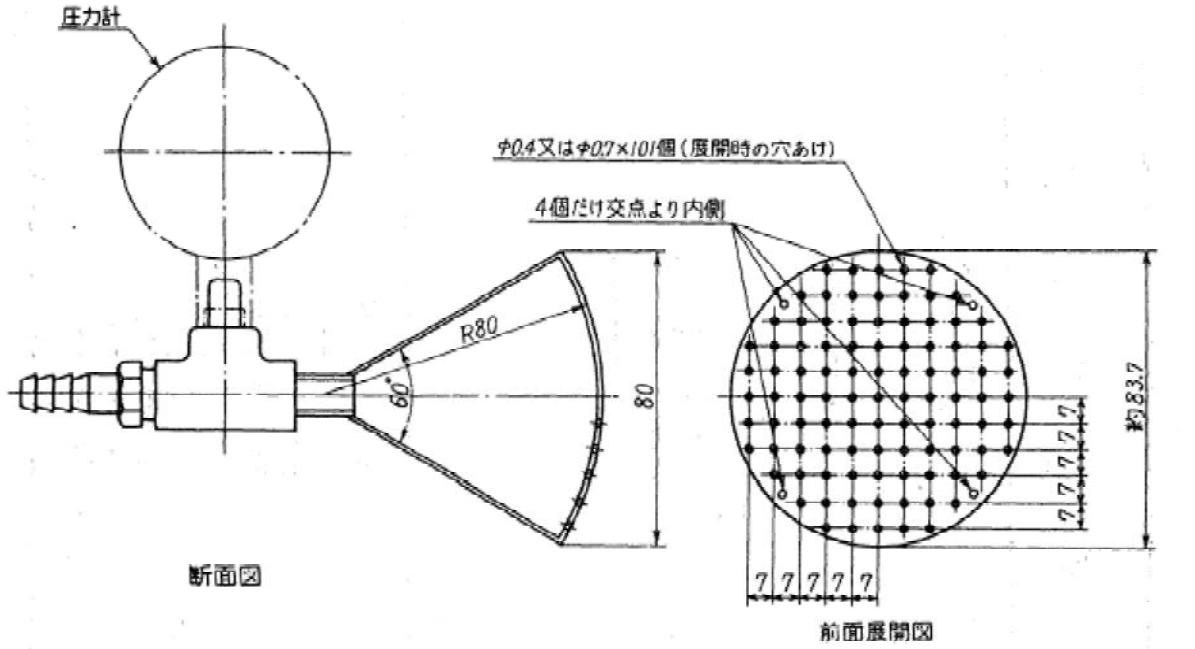

附 録 1

消防ポンプ自動車の受託型式試験依頼等における提出図面（例）

1　消防ポンプ自動車の外観図

2　配管系統図及び主要部品図
（注：主要部品図とは、当該部品を変更した場合に型式又は軽補正に該当するものをいう。以下同じ）

3　ポンプ架装図

4　ポンプ総組立図

5　部品組立図及び主要部品図
（1）主ポンプ、吸水配管及び放水配管
（2）真空ポンプ
（3）エゼクタ
（4）スロットル機構
（5）真空ポンプの給油機構
（6）真空ポンプの駆動装置
（7）自動放水口閉止弁
（8）止水弁
（9）吸水口、中継口及び放水口ボールコック

6　ポンプ駆動装置の組立図及び部品図

7　真空ポンプの気水分離装置の機構図及び主要部品図

8　増圧装置組立図及び主要部品図

9　燃料配管の抜け止め装置

10　その他
（1）取扱い銘板
（2）計器盤組立図
（3）配線図
（4）各部品カタログ
（5）付属装置等の取扱い説明書

附 録 2

可搬消防ポンプの受託型式試験依頼等における提出図面

1　外観図

2　総組立図

3　部品組立図（クランク軸、真空ポンプ、放水口）

4　部品図

機関側

1　シリンダ
2　ピストン
3　ピストンピン
4　ピストンリング
5　コネクティグロッド
6　ニードルローラ
7　クランク軸
8　調速スリーブ
9　気化器
10　マグネット
11　スターターモータ
12　リコイルスタータ
13　燃料タンク
14　エアクリーナ
15　マフラー

ポンプ側

1　羽根車
2　ポンプケース
3　案内羽根
4　マウスリング
5　ポンプシャフト
6　真空ポンプ本体
7　真空ポンプロータ
8　ポンプカバー
9　インデューサ
10　真空ポンプオイルタンク

5　その他

1　取扱い銘板
2　配線図及び主要部品図
3　圧力計測装置